

新生児特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症に係る経済的支援として、国の特別定額給付金の対象とならない新生児一人につき、草津市独自に **10万円** を給付します。

申請期間:令和 2 年 1 0 月 1 5 日から令和 3 年 5 月 3 1 日まで
(消印有効)

給付対象者

令和 2 年 4 月 2 8 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に出生したお子さん
(出生日から申請日まで引き続き本市の住民基本台帳に記録されているお子さん)

申請できる方

給付対象者の母

(令和 2 年 4 月 2 7 日から申請日まで引き続き、本市の住民基本台帳に記録されている方)

※対象世帯に母がおられない場合は、給付対象者と同居し、監護を行う方 (父、その他保護者等)



必要な手続き

草津市 対象となる方に申請書を送付します。

【4/28~9/30出生届出分は10月中旬、以降は出生届出後、概ね1か月後】

申請者 届いた申請書に記入し、添付書類を添えて、郵送ください。
(給付対象者・申請できる方の要件を必ず確認ください。)

2週間以内の返送に御協力ください。

草津市 給付決定の上、申請口座に振込みます。

【申請書到着後、概ね1か月後】

問い合わせ先：草津市子育て相談センター 相談・支援係
(さわやか保健センター 3階)

TEL 077-561-0182 FAX 077-561-2491

E-mail: soudan-kosodate@city.kusatsu.lg.jp